

(16) 愛知県における神経芽細胞腫について

清 水 国 樹

(愛知県衛生部環境衛生課)

愛知県では昭和56年7月から神経芽細胞腫検査を実施してきた。この間検査精度を上昇させるために種々検討を行ってきた。59年度において検討を加えた事項及び、59年12月迄の検査結果について報告する。

(1) 要領の一部変更について

59年度予算において、高速液体クロマトグラフィーを一台購入し、県衛生研究所に設置し、VMA、HVAの定量を行うこととしたための変更である。従来は、県下各保健所において、Dip法のみによる再々検査迄で精検に送っていたが、今年からは、初回検査、再検査はDip法によるVMA半定量とし、再々検査は採尿によるVMA、HVAの定量検査をすることとした。そして、その判定基準をDip法による半定量においては $10\mu\text{g}/\text{ml}$ 以上を異常ありとし、高速液クロによる定量においては、VMA $20\mu\text{g}/\text{mg}$ クレアチニン、HVA $35\mu\text{g}/\text{mg}$ クレアチニン以上を精検に送っている。

(2) 精検機関と検査項目について

愛知県においては、県下各保健所で検査を行っており、一定条件を持つ各地域の大きな病院を精検機関としている。

それぞれの病院での精検は基本的に、3日間蓄尿によるVMA、HVA定量、触診、胸腹部レントゲン写真となっている。その結果異常のない場合1～2回の尿検査による追跡がなされている。

(3) 59年度検査状況について

表1に示すごとき結果であるが、第3、四半期から再々検査が衛研でVMA、HVAの定量となった報告である。

第1、四半期における再々検査の初回検査に対する割合は検査数において0.85%、第2、四半期におけるそれは1.8%で、定量の導入された第3、四半期においてその割合が増加することが考慮されたが、0.86%と大きな変化はなかった。

この間における発見患児は、第1、四半期に一名であった。又第3、四半期において、定量の結果要精検とした児は2名であったが、一名は異常なし、一名は経過観察中である。

再々検査に、定量検査を取り入れたことにより、Dip法のままの再々検査で要精検としていた際の、ややあいまいさの残っていた点が、明確になったと考えられる。

表 1 神經芽細胞腫検査状況

昭和 59 年

ろ紙配布数	初回検査			再検査			再々検査			衛研検査		
	検査数	検査不能数	検査結果 異常なし 異常あり	ろ紙配布数	検査不能数	検査結果 異常なし 異常あり	ろ紙配布数	検査不能数	検査数	検査結果 異常なし 異常あり	検査数	検査結果 異常なし 異常あり
12,077	11,022	324	9,991 738	839	36	551 98	128	94 0.85%	7	67	22	
12,197	10,834	160	9,750 1,002	1,052	9	751 239	207	200 1.8%	4	184	63	
13,060	10,845		9,910 938	744		616 130					93 0.86%	91 2

第 1 四半期

第 2 四半期

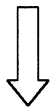
第 3 四半期

要再提出 35
要再検査 95

要再提出 288
要再検査 700



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



愛知県では昭和 56 年 7 月から神経芽細胞腫検査を実施してきた。この間検査精度を上昇させるために種々検討を行ってきた。59 年度において検討を加えた事項及び、59 年 12 月迄の検査結果について報告する。